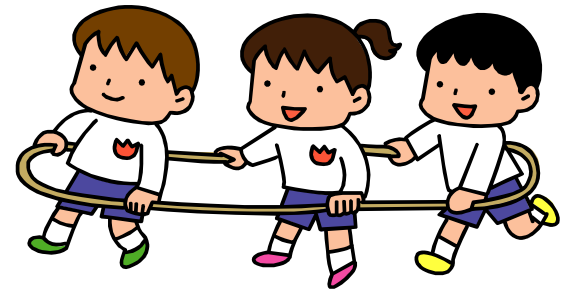


議案 2

1. 子ども・子育て新制度について

<安曇野市>



1-1. 新制度の背景

○急速な少子化の進行

出生数や合計特殊出生率の減少

○子どもや子育てをめぐる環境の変化

核家族化の進展にともなう、家族による子育て力の低下。

コミュニティや地域のつながりを保つことが難しい時代としての、地域による子育て力の低下。厳しい社会経済情勢、雇用条件などによる、子育て支援ニーズの増加・多様化など、子ども・子育てをめぐる環境にさまざまな変化が。

○子育ての不安、負担、孤立感の増加

上記の環境変化等を背景に、子育てをする親世代では、さまざまな不安、負担や孤立感などの増加が懸念。

○さらなる子ども・子育て支援の必要性

安心して子どもを育て、子どもが育つために、支援のしくみや体制を質・量ともに充実していく必要性が高まっている。



1-2. 新制度の目的

- 質の高い幼児期の学校教育や保育、子育て支援を総合的に推進すること
- すべての子どもや子育て家庭に、身近な地域で、必要な支援を提供できることを目指す



子ども・子育て関連3法が制定される

①子ども・子育て支援法

幼稚園と保育所で別々になっている利用手続や公費負担の仕組みなどを一本化

②改正認定こども園法

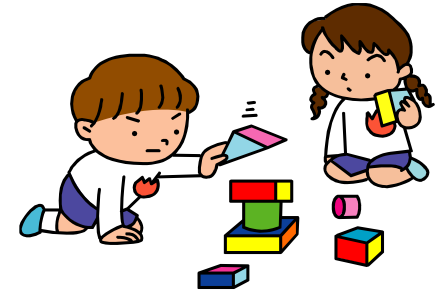
幼保連携型認定こども園について、幼稚園と保育所で別々になっている認可・指導監督を一本化

③関係整備法(児童福祉法の改正等)

1-3. 新制度のポイント

○子ども・子育て支援を「総合的」に推進

- ・質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供
- ・保育の量的拡大・確保、質の改善
- ・地域の子育て支援の充実



○「給付」制度の創設

- ・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）
- ・小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）

○「(地域の子ども・子育て支援)事業」の充実

- ・地域の実情に応じた子ども・子育て支援13事業（利用者支援、地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブなど）の見直しなど



「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育てのための施策を計画的に実施する。

1-4. 「給付」制度の概要

* 給付＝本人の申請に基づいて支払うもの・サービス

3歳以上のすべての子どもへの学校教育と、保育の必要性がある子どもへの保育を、個人の権利として保障する観点から、給付制度を導入。

《給付制度の概要》

- ①国が給付単価の「公定価格」を定める。
- ②給付の対象となる施設は、利用定員を定めた上で市町村が「確認」をする。
- ③利用する子どもの「保育の必要性」を認定し、認定内容に応じた教育・保育の給付を行う。
- ④保育の必要な子どもや特別な支援の必要な子どもについては市町村が利用調整
- ⑤利用者負担については、現行水準・利用者の負担能力を勘案した応能負担。

●「給付」方法は2種類

施設型給付

幼稚園(※1)・保育所・認定こども園が対象
(幼稚園は給付制度に入らず現状の私学助成等をうける方法も可)

地域型保育給付

小規模保育・居宅訪問型保育(ベビーシッター)
家庭的保育・事業所内保育(※条件有)

1-5. 施設等への「確認」とは？

新制度において、施設や事業者が公費の給付対象である「特定教育・保育施設」又は「特定地域型保育事業」として位置づけられるための手続き。



①児童福祉法等を根拠とする施設・事業の「認可」

●この2つが必要

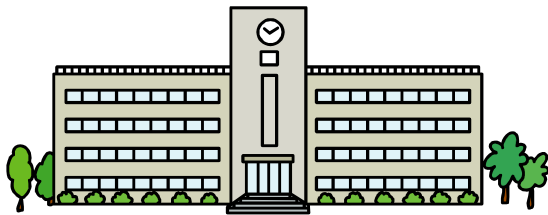
(目的に合致した基準を満たしているものかどうか)

②子ども・子育て支援法による「確認」

(支給対象施設・事業であるかどうか)

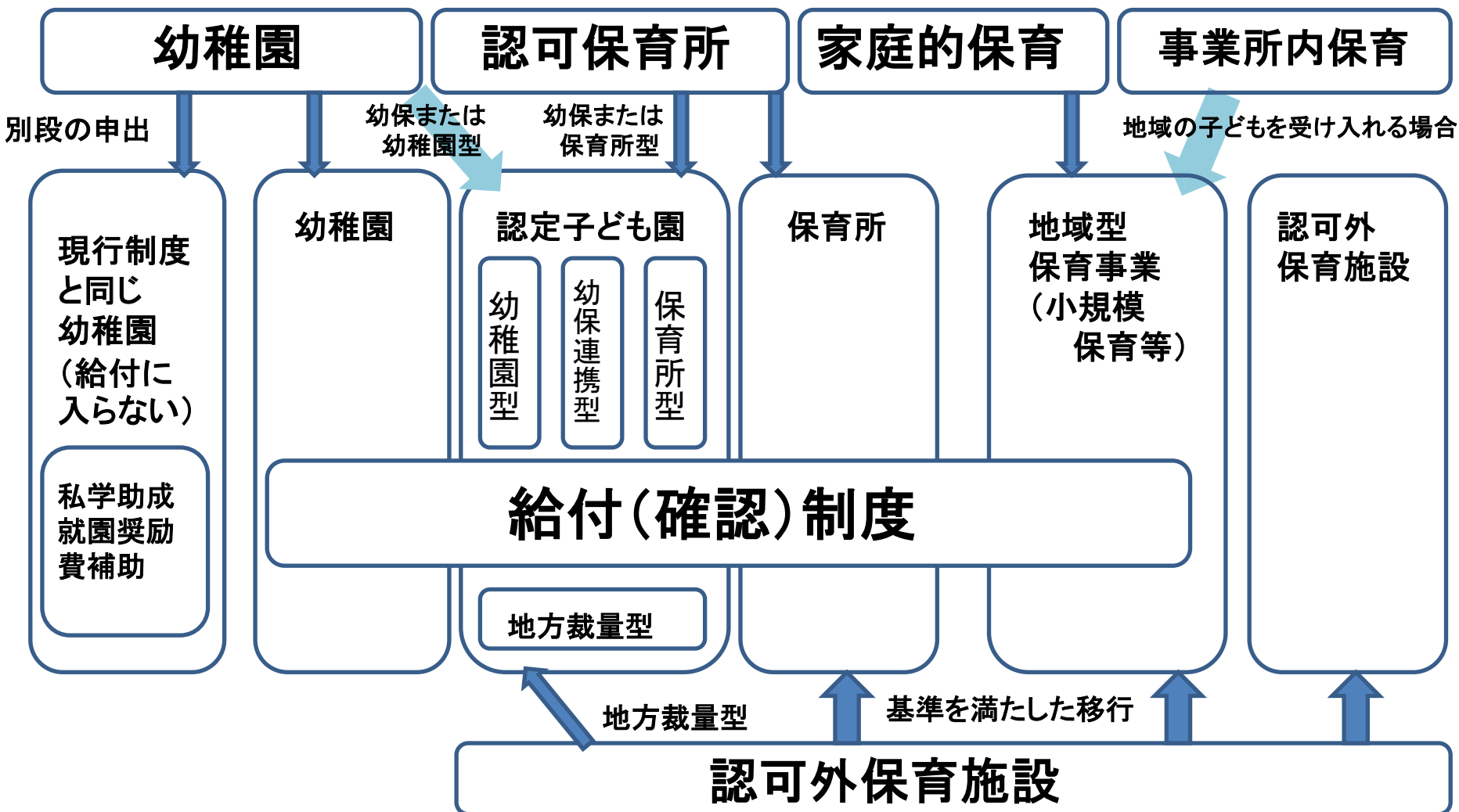


利用定員の設定をし、子ども・子育て会議で意見を聴く。(国・県等の基準を目安に)



※既存の幼稚園、保育所、認定こども園及び家庭的保育事業は、確認されたものとみなされる。

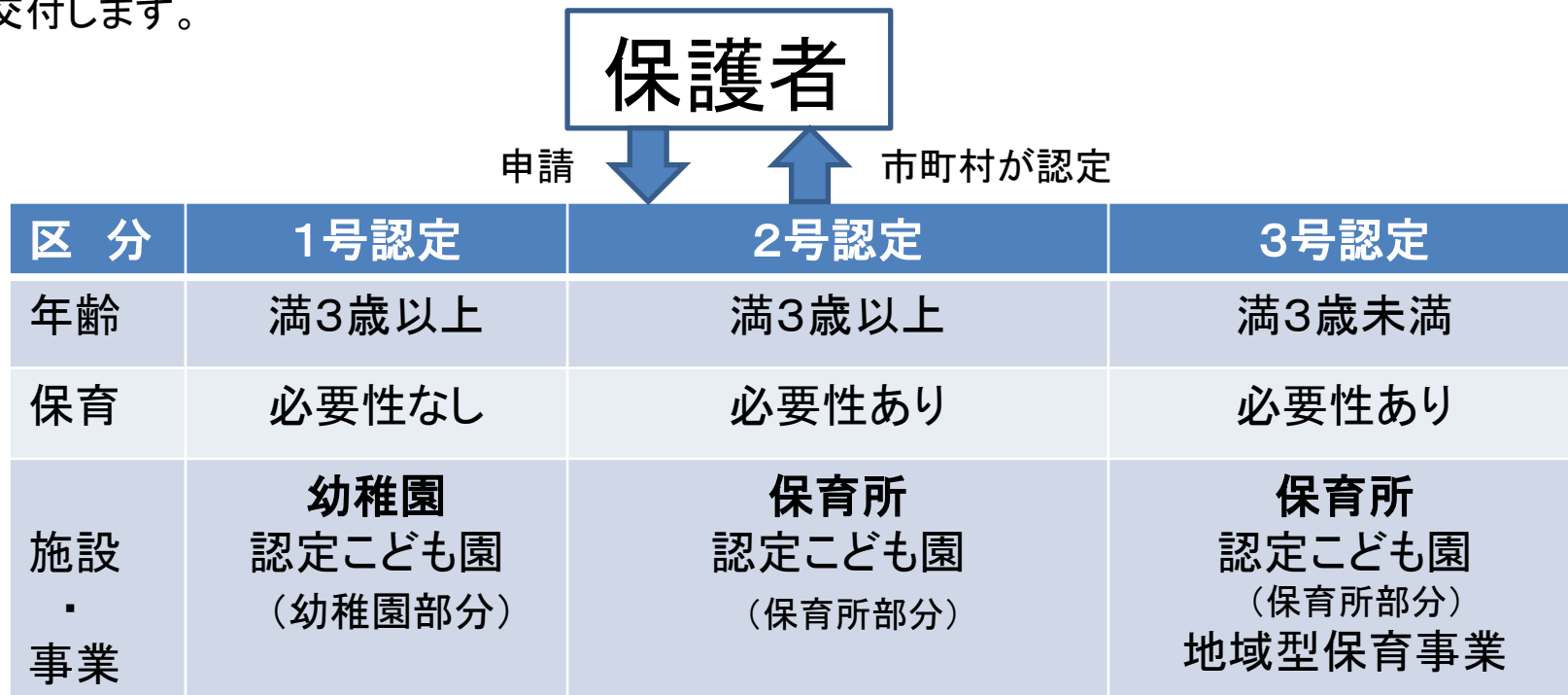
1-6. 新制度における幼稚園・保育所等の方向性



※現行の幼稚園・保育所は、施行前日までに別段の申出をしない限り、確認を受けたものとみなされ、給付の制度に移行する。
※新制度移行後は施設の申請主義（認可後、確認を受けるか否かを施設が選択）
※幼保連携型認定子ども園については設置時期、数等を市町村の事業計画に記載する必要があるため、施設の移行希望やニーズ調査等を勘案しながら今後の方向性を検討

1-7. 利用者への「保育の必要性の認定」とは

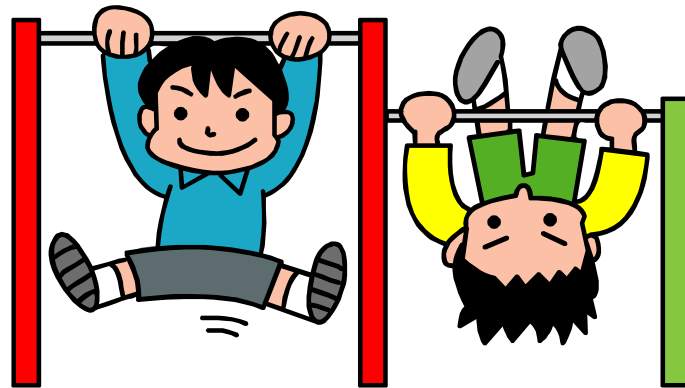
保護者からの申請に基づき、市町村が「保育の必要性」を3つの区分で「認定」し、認定証を交付します。



* 就労時間によりさらに2区分にわけて認定

短時間保育	長時間保育
最大8時間保育利用が可	最大11時間保育利用が可

2. 地域子ども・子育て支援事業



2-1. 対象となる13事業の内訳

(1)利用者支援<新規>

身近な場所において、子ども・子育て支援に関する相談援助、情報提供、関係機関との連絡調整等を行うことで、子ども子育て支援に関する施設や事業を円滑に利用できるように支援する事業（例：子育てコンサルジュ）

(2)地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業

(3)一時預かり

保護者の就労・病気・冠婚葬祭などの理由により一時的に保育が必要な場合、保育所等で一時的に子どもを預かり、保育する事業

(4)乳児家庭全戸訪問事業

保健師等が全ての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供・乳児や保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言を行う事業

(5) 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

育児ストレス等により虐待につながる恐れのある家庭や未熟児・多胎児等を養育している家庭など養育するうえで支援を要する家庭に対して、ヘルパーや相談員を派遣し、家事・育児援助や指導・助言を行うことで身体的・精神的負担を軽減し、児童虐待を予防する事業

(6) ファミリー・サポート・センター事業

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動

(7) 子育て短期支援事業

保護者が疾病等により家庭での養育が困難となった場合や、短期に保護を必要とする場合などに、乳児院・児童養護施設・母子生活支援施設において一時的に養育・保護する事業に関する連絡・調整を実施する事業

(8) 延長保育事業

通常の保育以外の時間外保育の利用に対して助成する事業

(9) 病児・病後児保育事業

保育を必要とする乳幼児や児童のうち、疾病にかかっている場合や回復期にある場合について、保育所、認定こども園、病院等で一時的に保育を行う事業

(10) 放課後児童クラブ

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、児童館や学校の余裕教室、公民館などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業

(11) 妊婦健診

妊婦を対象に、安心して妊娠・出産を迎えるため、健康診査に係る費用の一部を助成する事業

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業<新規>

教育・保育施設等を利用する保護者の世帯の所得等の事情を勘案して、市町村が定める基準に該当する場合に、施設に支払う物品の購入費用や行事参加費用等の実費徴収に係る費用を助成する事業

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業<新規>

教育・保育施設等への民間事業者の参入促進に関する調査研究・多様な事業者の能力を活用した施設の設置・運営を促進するための事業（特別支援教育に関する支援等）

3. 子ども・子育て支援事業計画



3-1. 市町村子ども・子育て事業計画とは

5年間の計画期間における
幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画

●現在における、幼児期の子どもをもつ子育て家庭の状況と利用希望

子どもの年齢	家庭状況	子ども・子育ての利用希望
満3歳未満	保育を利用せず 家庭で子育てを行う家庭	地域の子育て支援
//	保育を利用する家庭	保育＋地域の子育て支援
満3歳以上	保育を利用せず 家庭で子育てを行う家庭	学校教育＋子育て支援
//	保育を利用する家庭	学校教育＋保育＋地域の子育て支援 (＋放課後児童クラブ)



これらを計画的に整備するためには・・・

需要の調査・把握（現在の利用状況＋利用希望）をし、
必要な施策（「給付」・「事業」）を実施することが必要

3-2. 事業計画における「給付」「事業」の全体像

子ども・子育て支給給付

■施設型給付

・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付

※私立保育所については、現行どおり、市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行うものとする

■地域型保育給付

・小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

※施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応

■児童手当

地域子ども・子育て支援事業

■利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業等
(対象事業の範囲は法定)

※都道府県が実施する社会的養護等の事業と連携して実施

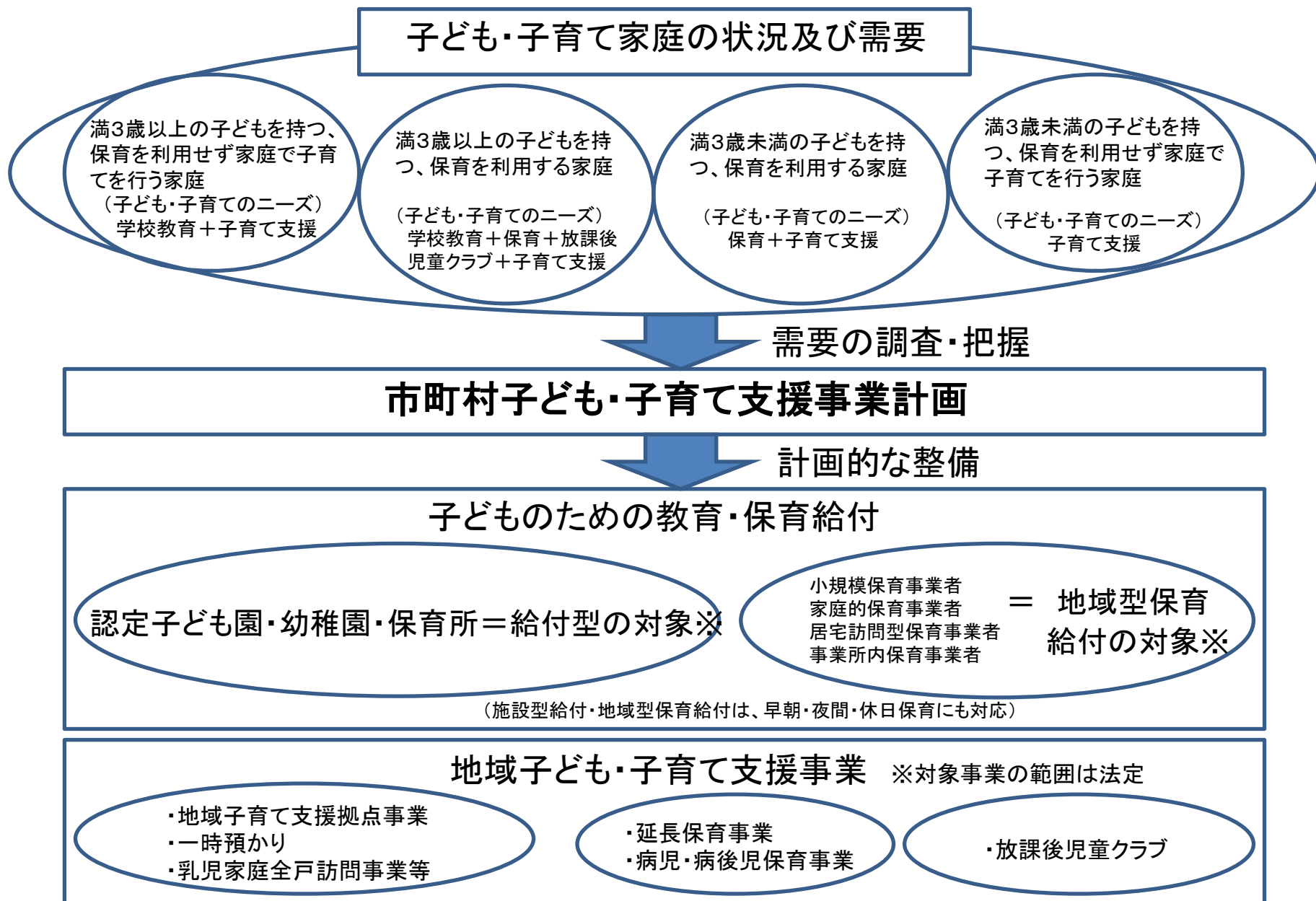
■延長保育事業、病児・病後児保育事業

■放課後児童クラブ

■妊婦健診

※ 出産・育児に係る休業に伴う給付(仮称)→ 将来の検討課題

3-3. 計画からみる子育て支援全体のイメージ図



※ 施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市町村の確認を受けたもの

3-4. 策定にあたってのルール

1. 各市町村で策定をすること

子ども・子育て家庭の実態に応じた事業を計画的に推進するため、5年を1期とする

2. ニーズ調査*を実施すること

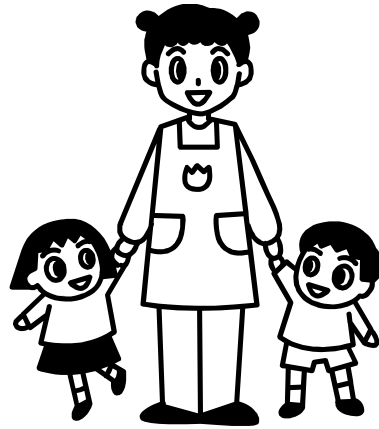
計画を定める際は、子どもと保護者の置かれている環境や意向等を勘案するよう努めなければならない

3. 子ども・子育て会議*をできるだけ設置すること

計画を定め、又は変更するときは、あらかじめ審議会、その他合議制の機関を設置している場合はその意見を聞かなければならない
(但、市町村での設置は努力義務)

* 計画の詳細事項等については議案6に記載

4. 子ども・子育て会議



4-1. 子ども・子育て会議とは

1. 設置根拠

◎子ども・子育て支援法(平成24年8月22日公布)

【抜粋】第77条市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。(以下略)2前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。



「安曇野市子ども・子育て会議条例」を制定

(平成26年4月1日施行)

「安曇野市子ども・子育て会議」を設置

4-2. 趣旨・目的・役割

＜趣旨・目的＞

- 子ども・子育て支援の事業・給付を、子ども・子育て当事者やニーズに合ったものとするため、子どもの保護者や事業主代表、労働者の代表、子ども・子育て支援事業に関わる者等の意見を反映させるために設置
(* 国は必置、地方自治体は努力義務)

＜役割＞ 以下の事項について意見を述べること

- ①市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更
 - ・教育・保育施設を給付対象として確認する際の利用定員の設定
 - ・地域型保育事業を給付対象として確認する際の利用定員の設定
 - ②子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項、及び当該施策の実施状況
- 市町村における子ども・子育て会議では、市町村子ども子育て支援事業計画の策定に意見を述べるだけでなく、支援施策の実態状況について評価等を行う役割を担っている。

4-3. 委員の構成について

設置の趣旨を踏まえ、子育て当事者、子育て支援当事者を中心とした構成とする。

(別紙名簿参照)